

令和4年定例会 医療保健子ども福祉病院常任委員会

説明資料

《所管事項説明》

1 「令和4年版県政レポート（案）」について	別冊
2 「『強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）』及び『みえ元気プラン（仮称）』概要案に対する意見」への回答	1
3 「強じんな美し国ビジョンみえ（仮称）」及び「みえ元気プラン（仮称）」最終案について	別冊
4 「三重県民生委員定数条例」の改正について	2
5 次期「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について	5
6 「みえ子どもスマイルレポート」<令和4年度版>（三重県子ども条例、子どもスマイルプランに基づく施策の実施状況）について	8
7 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について	11
8 令和5年度社会福祉施設等整備方針について	17
9 令和3年度社会福祉法人等指導監査の結果等について	35
10 各種審議会等の審議状況の報告について	38

《別冊》

- ・（別冊1－1）令和4年版県政レポート（案）〔子ども・福祉部 修正・抜粋版〕
- ・（別冊1－2）令和4年度取組概要（施策別）〔子ども・福祉部 修正・抜粋版〕
- ・（別冊2－1）みえ元気プラン（最終案）〔子ども・福祉部 抜粋版〕
- ・（別冊2－2）みえ元気プラン（最終案）KP一覧〔子ども・福祉部 抜粋版〕
- ・（別冊3）みえ子どもスマイルレポート<令和4年度（2022年度）版>
- ・（別冊4）令和3年度 指導監査等結果報告書

令和4年6月22日
子ども・福祉部

【所管事項説明】

2 「『強じんな美し国ビジョンみえ(仮称)』及び『みえ元気プラン(仮称)』概要案に対する意見」への回答
(子ども・福祉部関係分)

【医療保健子ども福祉病院常任委員会】

施策番号	施策名	主担当部局	委員会意見	回答
13-1 (12-1)	地域福祉の推進	子ども・福祉部	地域共生社会の実現に向けて重要な重層的支援体制整備の取組について記載されたい。	複合課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するためには、多機関協働により重層的な支援を展開することが必要であり、その重要性を認識しています。そのため、県として市町において重層的な支援体制が整備されるよう支援を行う旨を記載します。
15-1 (14-1)	子どもが豊かに育つ環境づくり	子ども・福祉部	新型コロナウイルスの感染拡大により学校や日常生活で子どもたちにも制限がかかっていることから、子どもたちへの影響をふまえ、必要な対応を検討し記載されたい。また、その際は教育分野とも連携を密にされたい。	新型コロナウイルス感染症の影響で、子どもの頃の多様な体験機会が失われることにより、その後の育ちに大きな影響を与えるおそれがあると考えています。このため、子どもが豊かに育つためのさまざまな体験機会等を提供していくことが重要であるという認識で記載します。 また、取組等においては、教育分野をはじめ、さまざまな分野と連携していきます。
			ヤングケアラーは経済的貧困に限らず様々な課題を含んでいるため、幅広い視点からの支援について記載されたい。	ヤングケアラーについては、抱える課題は経済的貧困に限らないという認識のもと、まずは実態調査を行うこととしており、効果的な支援体制の構築の必要性を記載します。

※()内は、概要案策定時の施策番号または施策名

【所管事項説明】

4 「三重県民生委員定数条例」の改正について

1 改正理由

民生委員の定数については、民生委員法に基づき、厚生労働大臣の定める基準を参照し、市町の意見を聴いたうえで、各市町の実情に応じて「三重県民生委員定数条例」で定めています。

現在の民生委員の任期は、令和4年11月30日までとなっており、12月に一斉改選が行われますが、今回の一斉改選にあたり、各市町に民生委員の定数要望の聴き取りを行ったところ、高齢者の増加や宅地開発による人口の増加等を理由として定数増加の要望があったため、当該条例を改正しようとするものです。

2 改正内容

市町ごとの民生委員定数改正案は、別紙のとおりです。

3 今後の予定

令和4年	9月	議案提出
	10月	常任委員会において議案審議
		改正
	11月	関係機関等へ改正条例の周知
	12月	施行

【別紙】市町ごとの民生委員定数改正案

市町名	現定数		新定数（案）		増減数	
	任期（R元.12.1～R4.11.30）	うち主任 児童委員	任期（R4.12.1～R7.11.30）	うち主任 児童委員		うち主任 児童委員
津市	617	46	619	46	2	-
四日市市	609	55	613	55	4	-
伊勢市	308	28	309	28	1	-
松阪市	388	27	391	29	3	2
桑名市	257	24	257	24	-	-
鈴鹿市	375	35	377	35	2	-
名張市	189	16	191	16	2	-
尾鷲市	59	3	59	3	-	-
亀山市	102	11	103	11	1	-
鳥羽市	56	3	56	3	-	-
熊野市	82	4	82	4	-	-
いなべ市	104	8	104	8	-	-
志摩市	141	11	141	11	-	-
伊賀市	309	32	311	32	2	-
木曽岬町	13	2	13	2	-	-
東員町	52	4	52	4	-	-
菰野町	77	5	77	5	-	-
朝日町	20	2	20	2	-	-
川越町	28	2	28	2	-	-
多気町	41	2	41	2	-	-
明和町	51	3	51	3	-	-
大台町	50	3	50	3	-	-
玉城町	35	2	35	2	-	-
度会町	29	2	29	2	-	-
大紀町	41	2	41	2	-	-
南伊勢町	60	4	60	4	-	-
紀北町	70	4	70	4	-	-
御浜町	32	2	32	2	-	-
紀宝町	41	3	41	3	-	-
県 計	4,236	345	4,253	347	17	2

※民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねています。また、主任児童委員は、児童福祉法により、知事の推薦に基づき、児童委員の中から厚生労働大臣が指名することになっています。

※今後、一斉改選の作業が各市町で進められる中で、数が変わることもあります。

(参考)

1 関係法令

【民生委員法】

第4条 民生委員の定数は、厚生労働大臣の定める基準を参酌して、前条の区域ごとに、都道府県の条例で定める。（「前条の区域」とは、市町村の区域。）

2 前項の規定により条例を制定する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、前条の区域を管轄する市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の意見を聴くものとする。

第5条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。

2 都道府県知事は、前項の推薦を行うに当たつては、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について行うものとする。この場合において、都道府県に設置された社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）の意見を聴くよう努めるものとする。

第6条 民生委員推薦会が、民生委員を推薦するに当たつては、当該市町村の議会（特別区の議会を含む。以下同じ。）の議員の選挙権を有する者のうち、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、且つ、社会福祉の増進に熱意のある者であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第二百六十四号）の児童委員としても、適當である者について、これを行わなければならない。

2 都道府県知事及び民生委員推薦会は、民生委員の推薦を行うに当たつては、当該推薦に係る者のうちから児童福祉法の主任児童委員として指名されるべき者を明示しなければならない。

【児童福祉法】

第16条 市町村の区域に児童委員を置く。

2 民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

3 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

4 前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第5条の規定による推薦によつて行う。

2 厚生労働大臣の定める基準

(1) 区域を担当する民生委員・児童委員の配置基準

区分	配置基準
東京都区部及び指定都市	220から440までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
中核市及び人口10万人以上の市	170から360までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
人口10万人未満の市	120から280までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人
町 村	70から200までの間の いずれかの数の世帯ごとに1人

(2) 主任児童委員の配置基準

民生委員協議会の規模	主任児童委員の定数
民生委員・児童委員の定数39人以下	2人
民生委員・児童委員の定数40人以上	3人

※ 定数の設定に当たつては、市区町村ごとの管内人口や面積、地理的条件、世帯構成の類型等を総合的に勘案し、住民に対するサービスが適切に行われるよう地域の実情を踏まえた弾力的な定数の設定について留意すること。

【所管事項説明】

5 次期「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」の策定について

1 計画策定の趣旨

- (1) 「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」(以下「条例」という。)に基づいて定める「すべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現」をめざす計画です。
- (2) 第4次推進計画（2019年度から2022年度）の進捗や取組の課題をふまえたうえで、条例の基本方針（ハート・ハード・ソフト）に沿って取組を整理します。
- (3) 計画の期間は令和5年度から4か年（2023年度から2026年度）とし、策定にあたっては、条例の定めに基づき外部有識者等で構成する「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会」(以下「推進協議会」という。)の意見を聞くとともに、県議会での議決を経て策定します。

2 第4次推進計画等の進捗状況

施策体系1 ユニバーサルデザインの意識づくり（ハート）

指標	H29年度現状値	R3年度実績値	R4年度目標値
県・市町およびUD団体等が実施する「ユニバーサルデザインのまちづくり学校出前授業」の実施校数	66校/年	68校/年	70校/年
「おもいやり駐車場利用証」の交付者数（すでに無効となった利用証の交付者も含む累計）	58,476人	112,200人	105,000人
「おもいやり駐車場」の登録区画数	4,270区画	4,489区画	4,930区画
「ヘルプマーク」を知っている県民の割合	40.4%	78.2%	80.0%

施策体系2 だれもが暮らしやすいまちづくり（ハード）

指標	H29年度現状値	R3年度実績値	R4年度目標値
平均利用者数3,000人/日以上の駅のうち、段差解消、内方線整備、多機能トイレ設置がされている駅の数	21駅	30駅	32駅 ※南が丘駅を含むと33駅
【参考】駅の段差解消 ※3,000人/日以上	—	90.9% (30/33駅)	100.0% ※R7年度・国目標値
【参考】タクシー事業者のUDタクシー導入率	—	7.2% (79/1,099台) ※R2年度末時点	25.0% ※R7年度・国目標値
【参考】バス事業者のノンステップバス導入率	—	44.3% (266/601台) ※R2年度末時点	80.0% ※R7年度・国目標値

施策体系3 だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（ソフト）

指標	H29年度現状値	R3年度実績値	R4年度目標値
日常生活で使う製品や広報誌、チラシ等の情報提供が、さまざまな人の立場に立って配慮されていると感じる県民の割合	50.1%	63.3%	55.0%
行政サービスや事業者の顧客サービスが、さまざまな人の立場に立って提供されていると感じる県民の割合	53.2%	63.1%	60.0%

3 第5次推進計画の概要

施策体系1	ユニバーサルデザインの意識づくり (ハート) ※条例第7条第1号
【第4次計画の取組】 ○「ヘルプマーク」の普及啓発 ○おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発	【第5次計画の取組（案）】 ○「ヘルプマーク」の普及啓発（継続） ○おもいやり駐車場利用証制度の普及啓発（継続）
施策体系2	だれもが暮らしやすいまちづくり (ハード) ※条例第7条第2号
【第4次計画の取組】 ○公共交通機関のバリアフリー化支援	【第5次計画の取組（案）】 ○公共交通機関のバリアフリー化支援 ・ UDタクシー導入支援（新） ・ 鉄道駅のバリアフリー化支援（ICカード化（新）含む）
施策体系3	だれもが利用しやすい製品・情報・サービスの提供の促進（ソフト） ※条例第7条第3号
【第4次計画の取組】 ○「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」に沿った情報発信の促進 ○サービスにおける「合理的配慮の提供」への支援	【第5次計画の取組（案）】 ○「わかりやすい情報の提供のためのガイドライン」の改訂（新） ○サービスにおける「合理的配慮の提供」への支援（継続）

4 今後の予定

令和4年	7月～9月	推進協議会にて検討（中間案）
	10月	常任委員会にて中間案の説明
	10月～11月	パブリックコメントの実施、関係団体へ意見照会
	11月～12月	推進協議会にて検討（最終案）
	12月	常任委員会にて最終案の説明
令和5年	2月	議案提出
	3月末	次期計画の策定

(参考) 三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（抜粋）

(目的)

第一条 この条例は、ユニバーサルデザインのまちづくりに関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、ユニバーサルデザインのまちづくりを総合的に推進し、もって障害者、高齢者等を始めとするすべての県民が自由な活動や平等な社会参加ができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりに関する施策を総合的に実施するものとする。

- 一 すべての県民がユニバーサルデザインのまちづくりに理解を深め、積極的にこれに参画するよう意識の高揚を図ること。
- 二 すべての県民が自由に移動し、及び安全かつ快適に暮らすことができるよう施設等の整備を推進すること。
- 三 誰もが使いやすい製品、良質なサービス及び分かりやすい情報がすべての県民に提供されるよう事業者等への支援等を推進すること。

(ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画の策定等)

第八条 知事は、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進するための基本的な計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

- 2 県は、推進計画を実施するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。
- 3 知事は、推進計画を策定するに当たっては、あらかじめ、次条第一項の三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会の意見を聴き、議会の議決を経なければならない。
- 4 前項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会)

第九条 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進のために必要な事項を調査審議するため、三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

- 2 協議会は、ユニバーサルデザインのまちづくりの推進に関する事項について、知事に意見を述べることができる。
- 3 協議会は、委員十五人以内で組織する。
- 4 委員は、学識経験を有する者その他知事が適當と認める者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、知事が定める。

【所管事項説明】

6 「みえ子どもスマイルレポート」<令和4年度版>（三重県子ども条例、子どもスマイルプランに基づく施策の実施状況）について

「みえ子どもスマイルレポート」は、「三重県子ども条例」（以下「条例」という。）第15条の規定に基づく子ども施策に係る年次報告と、「第二期 希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン」（以下「スマイルプラン」という。）に基づく重点的な取組の実績等をとりまとめた年次報告で構成しています。

条例に基づく子ども施策の実施状況については、第11条から第14条に係る取組を記載しています。

スマイルプランについては、11の重点的な取組ごとに、進展度、令和3年度の取組概要と成果、令和4年度の取組方向等を記載しています。

1 条例に基づく施策の実施状況（別冊3 P 3～8）

（1）施策の基本となる事項に係る取組（第11条）

条例の施行から10周年の取組として「子どもの権利ワークシート」および「デジタル絵本」を作成し小学校等に配布するなど、子ども自身が子どもの権利について学ぶ機会を提供したほか、児童相談所のアドボカシーに係る取組やキッズ・モニターによるアンケート調査などを通じて、子どもが意見表明する機会の設定を行いました。

また、「みえの子ども『夢☆実☆現』応援プロジェクト」や「高校生フェスティバル」などを通じて、子どもが主体的に取り組むさまざまな活動を支援するとともに、企業と子育て支援団体とのマッチングの試行や家庭教育応援Web講座の充実などにより、子どもの育ちを支える環境整備に取り組みました。

（2）相談への対応（第12条）

子ども専用相談電話「こどもほっとダイヤル」を運営し、悩みを抱えた子どもの声を受け止め、子どもと一緒に状況や気持ちを整理しながら、子どもが自らの力で悩みを解決していくことができるよう支えました。虐待やいじめなど、子ども自身の力だけでは解決できないような問題については、児童相談所や教育委員会等関係機関と連携して対応しています。

（3）広報および啓発（第13条）

子どもの育ちについて県民の皆さんのがん心や理解を深め、子どもの育ちを見守り支える活動を促進するため取り組んでいます。e-モニターアンケートの結果では、条例について「名前も内容も知っている」、「名前だけは知っている」と回答した方は37.0%でした。引き続き、認知度が一層向上するよう広報・啓発していくことが必要です。

(4) 子どもに係る意識等の調査（第14条）

「みえ県民意識調査」において子どもを持つことや子どもの見守り等についての質問を設け、子どもや子育てに係る意識等の把握を行っています。

(5) 令和4年度の取組

コロナ禍により、子どもがさまざまなことを体験する機会や家族以外の人と触れ合う機会が減っています。令和4年度は、子どもの育ちや子育て家庭への応援が一層広がるよう、地域で子どもを支えていきたいという思いのある企業や民間団体等、さまざまな主体が子育てを応援する機会をつくるとともに、支援が必要な子どもや貧困家庭への社会的関心が高まる中、子ども食堂等、県内各地に子どもや保護者が気兼ねなく集うことができ、食事の提供や学習支援、孤立の解消などのさまざまな支援を行う居場所づくりを進めます。

2 スマイルプランに基づく施策の実施状況

(別冊3 P 9~56)

(1) 取組状況と進展度等（別冊3 P 9~24）

令和3年度三重県経営方針において、少子化対策・子育て支援を注力する取組の一つに位置づけ、さまざまな主体で構成される三重県少子化対策推進県民会議とも連携して気運醸成を図るとともに、「子ども・思春期」、「若者／結婚」、「妊娠・出産」、「子育て」に「働き方」を含めたライフステージごとに、切れ目のない取組を進めました。

11の重点的な取組の進展度については、進行管理を行うために設定した「重点目標」の達成度合いや実績等により総合的に判断したところ、「進んだ」が4項目、「ある程度進んだ」が6項目、「進まなかった」が1項目となりました。

2つの総合目標のうちの一つ、合計特殊出生率については、1.43（概数）となり、前年より0.01ポイント上昇しました。全国は1.30で、本県の合計特殊出生率は全国より高いものの、スマイルプランの目標値である1.8台（県民の皆さんの結婚や出産の希望がかなったと仮定した場合に想定される合計特殊出生率の水準「希望出生率」）とは乖離があります。

もう一つの総合目標である「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、令和3年度は53.0%（速報）で令和2年度より3.2ポイント減少しました。令和6年度の目標値（63.5%）とは、10.5ポイントの差となっています。

(2) 令和3年度の総括（別冊3 P 25）

2つの総合目標である、合計特殊出生率、「地域社会の見守りの中で、子どもが元気に育っていると感じる県民の割合」は、いずれもスマイルプランの目標値とは乖離があります。

長引くコロナ禍で、結婚や妊娠・出産、子育ての当事者は大きな影響を受け続

けています。三重県における令和3年の婚姻数（概数）は前年比で5.6%減少していることから、今後も当面は少子化の進行が見込まれます。

少子化、人口減少の進行に伴い、地域経済が縮小し、地域の住みやすさが失われることで、さらなる人口減少を招くというような悪循環に陥らないよう、若い世代が三重で暮らし続けたいと思えるような、子育てしやすい環境づくりに取り組む必要があります。

①令和3年度の取組結果

このような中、令和3年度においては、コロナ禍で不安を抱える妊産婦への支援（相談窓口、分娩前のPCR検査への補助、感染した妊産婦への支援）、保育所等の感染防止対策、若者の就労支援（オンライン合同企業説明会、就職実現コーディネーターの増員）、テレワークの導入促進（相談窓口、アドバイザー派遣）などに取り組んだ結果、11の重点的取組のうち10項目が「進んだ」、「ある程度進んだ」となり、子どもを生み育てやすい環境づくりに向けて、一定前進したと考えられます。

一方、コロナ禍で、子どものストレスの高まり、孤独・孤立を深める子育て家庭の増加、子どもが家族以外の大人と関わる機会の減少などが懸念されます。

②令和4年度の取組

令和4年度はコロナ禍をふまえつつ、市町と連携した出会いの機会の創出、不妊に悩む夫婦への支援、子どもや子育て家庭の居場所づくりなどに引き続き取り組むほか、新たに、児童虐待防止のためのSNS相談、ヤングケアラーに関する実態調査やコーディネーターの配置などに取り組むことにより、結婚、妊娠・出産、子育ての希望がかなうよう切れ目のない支援体制をさらに充実させていきます。

【所管事項説明】

7 「みえ家庭教育応援プラン」に基づいた取組について

少子化の進行や共働き家庭の増加など家庭を取り巻く環境が大きく変化する中、さまざまな家庭の実情に合わせて、多様な主体が連携しながら家庭教育を応援する取組を進めていくため、平成28年度に「みえ家庭教育応援プラン」(以下「プラン」という。)を策定しています。

プランの基本理念や取組方策に基づき、複数の取組をとりまとめて注力する3つのテーマを「家庭教育応援プロジェクト」と位置付け、市町や企業等と連携しながら横断的・総合的取組として展開しています。

プロジェクト テーマ1 みんなで進めよう！子どもの基本的生活習慣づくり

1 令和3年度の取組概要

基本的な生活習慣の確立は、子どもたちの心身の健やかな成長、意欲の向上に不可欠であり、「生き抜いていく力」を育む基礎になります。コロナ禍において休校や外出自粛により在宅時間が増えたことで、生活習慣が乱れがちになっている子どもの状況をふまえ、学習機会や情報の提供を通じて、各家庭における子どもの基本的生活習慣づくりの取組を進めました。

(1) 「生活習慣・読書習慣チェックシート」等の活用促進

3～5歳児を対象に「早寝早起き朝ごはん」といった基本的な生活習慣が身に付くよう県内の保育所や幼稚園等において、「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の活用を年3回実施し、生活を見直す機会を持つなど家庭と連携して取り組みました。【子ども・福祉部、教育委員会】

学校・家庭・地域が一体となった学習習慣等の確立に向け、三重県PTA連合会の公式アカウントに「みえの学力向上県民運動」動画を掲載したり、家庭での取組等を記載したポスターを県内コンビニ等に配布したりして、広く県民に啓発しました。また、生活習慣・学習習慣・読書習慣の確立をめざし、1人1台学習端末に「生活習慣・読書習慣チェックシート」を提供しました。【教育委員会】

チェックシート実施状況	平成28年 5月	平成29年 5月	平成30年 5月	令和元年 5月	令和2年 5月	令和3年 5月
保育所や幼稚園等	85.8%	90.7%	89.0%	83.0%	82.2%	82.6%

*保育所や幼稚園等の職員の感想

- ・3年間続けると、保護者の意識も高まり良い生活習慣ができてきてそれを褒めるコメントがたくさん書かれていたので、効果はあると思います。
- ・各家庭により、保護者の意識や家庭での取り組み方に差があるので啓発を継続していきたいです。

- ・今回は、保護者からのひとこと欄の記入がたくさんありました。園も参考になりました。

*保護者の感想

- ・子どもの頑張りの姿を褒めてあげる言葉や子どもの生活習慣の振り返りの視点になりました。
- ・子どもたちの発達に即したチェック項目でかつ設定時間は実生活に即して記入できるのでとても使いやすいです。親子で楽しみながら生活習慣の見直しができていると感じます。

(2) 家庭や地域の気運づくりや家庭への「学び」の提供

令和2年度に開設したホームページ「みっぷる広場」内に、引き続き「家庭教育応援Web講座」として家庭教育の分野で活躍している方のコラムを掲載し、充実しました。

また、就学前後の子どもを持つ保護者に、「食べる」「寝る」「遊ぶ」の大切さや、幼少期における体験活動の大切さを知っていただけるよう「みっぷる広場」内に「みえ家庭教育応援リーフレット」を掲載しました。ほかにも、「家読(うちどく)」普及啓発のため、令和4年度に小学校へ入学する児童の保護者にリーフレットを配付しました。

さらに、保護者同士が子育てについて話し合い、自らの役割や成長に気づき学ぶための学習コンテンツ「みえの親スマイルワーク」(妊娠期の家庭から小学生の子を持つ親を対象)について、就学時健診や説明会、学校やPTAの行事等での活用をすすめ、保護者同士のつながりづくりを図るとともに、子育ての孤立感や就園就学の不安感などの軽減を図りました。(PTAとの連携によるスマイルワーク実施、3回：44人)【子ども・福祉部、教育委員会】

*スマイルワークに参加した保護者の感想

- ・近所に子どもが少なく、親同士の交流も限られていたので今回多くの方と話ができるよかったです。
- ・自身では思いつかなかつたほかのお母さん方の不安などを共有できてとても良い機会となりました。
- ・1人ではわからないことを、話し合うことで悩みを少しでも和らげることができました。保育園・職場以外の方と話ができるよかったです。

2 課題

コロナ禍において、保護者と子どもが家庭で過ごす時間が長くなる傾向がある中で、家庭教育を応援する取組の必要性は増しています。さらに、子どもがインターネット等に触れる機会が増加しており、それに伴い生活習慣が乱れる恐れがあります。しかし、感染リスクを考慮してスマイルワークを中止するなど、保護者の学ぶ機会が減少しています。そのため、今後も、感染症対策を十分行いながら開催することで、保護者に学ぶ機会を提供していく必要があります。

また、「家読」普及啓発のリーフレットの活用方法について考えていく必要があります。

3 令和4年度の主な取組

- (1) 「就学前の子ども向け生活習慣チェックシート」の取組を継続するとともに、児童生徒の1人1台学習端末に「生活習慣・読書週間チェックシート」を提供するなど、子どもたちが主体的に生活習慣や学習習慣の確立に取り組める環境づくりを進めます。小中学生を対象に学習や生活等に係る質問紙調査をC B T (Computer Based Testing) で実施し、その結果を分析して、早い段階から、課題の改善に向けて市町や学校の状況に応じた支援を行います。【子ども・福祉部、教育委員会】
- (2) ホームページ「みっぷる広場」等の内容を充実し、保護者に家庭教育の学びの機会を提供します。【子ども・福祉部、教育委員会】
- (3) 子育ての不安感や負担感の軽減を図るため、「みえの親スマイルワーク」の活用について、市町職員にワークの手法を学んでもらい、感染症対策を講じながら保護者に対してワークを実施できるよう働きかけます。【子ども・福祉部、教育委員会】
- (4) 昨年度に引き続き、子どものインターネットやスマートフォンの適正利用に向け、学校等へ出向いて講座を開催するなど啓発を行います。【子ども・福祉部】

プロジェクト テーマ2 つくろう！家庭教育を応援する地域のネットワーク

1 令和3年度の取組概要

コロナ禍において、家庭で過ごす時間が長くなり、家庭教育の必要性が高まっていることから、地域で孤立しがちな家庭など、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、感染リスクの低いオンラインでの会議やフォーラムを開催するとともに、家庭教育支援チーム登録制度を市町に周知しました。

(1) 関係者の情報共有の場の設定や人材の養成など

市町担当者を対象に「家庭教育応援連携会議」(令和4年1月実施)をオンラインで開催し、地域の多様な人材が保護者への支援を行う家庭教育支援チームの紹介や、各市町の実践事例について情報共有するとともに、意見交換を行いました。【子ども・福祉部】

市町担当者を対象に「地域とともににある学校づくり推進協議会」(令和3年9月実施)を開催し、県内のコミュニティ・スクールおよび地域未来塾の実践事例について情報提供するとともに、意見交換を行いました。また、「地域学校協働活動推進のためのコーディネーター養成講座」(2回)、「コーディネーター養成講座認定者のための研修会」(2回)を開催したり、「地域とともににある学校づくりサポート」を学校や地域等の研修等へ派遣したりして、コミュニティ・スクールおよび地域学校協働本部の取組を推進しました。【教育委員会】

教育と福祉が連携し、県民や地域との協働を進めるため、「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」として動画を作成し、配信しました。フォーラムでは、「地域全体で子どもを育て、学びあう社会づくりを目指して～事例から学ぶ、家庭・学校・地域のさらなる連携・協働～」をテーマとして、亀山市・志摩市・NPO団体の実践事例の発表により、関係者間で情報共有を行いました。（視聴期間：令和4年1月12日～2月7日）【子ども・福祉部、教育委員会】

2 課題

コロナ禍において、家庭で過ごす時間が長くなり、家庭教育応援の必要性が高まっていることから、支えを必要としている家庭に応じた取組を進めるため、市町や地域の人材等との一層の連携が必要となっています。

また、感染リスクの低いオンライン、ホームページ等を活用しながら、引き続き、家庭教育応援のためのネットワークの構築を図っていく必要があります。

3 令和4年度の主な取組

- (1) 「家庭教育応援連携会議」や「次世代の家庭・学校・地域創生フォーラム」を開催し、コロナ禍における家庭教育応援の取組事例を紹介する情報交換会を行い、取組の横展開を図ります。【子ども・福祉部】
- (2) ホームページを充実させ、家庭教育の分野で活躍する団体等と子育て家庭がつながることができるようにしていきます。【子ども・福祉部、教育委員会】

プロジェクト テーマ3 応援しよう！企業と連携した家庭の教育力アップ

1 令和3年度の取組概要

コロナ禍において、リモートワークや時差出勤の拡大など働き方が大きく変わりました。企業が従業員の仕事と家庭の両立を支援することは、家庭教育を充実するために必要であり、企業に対して家庭教育を応援することへの理解と取組への参画を働きかけました。

(1) イクボスや男性の育児参画の推進

従業員の仕事と家庭の両立等を応援する「イクボス」が県内各地に広がり、男性の育児参画や女性の活躍が当たり前の社会、そして子育て家庭を含むすべての家族に優しい三重県となるよう、平成28年4月に発足した「みえのイクボス同盟」の加盟企業の拡大や関係者が連携した取組を進めてきました。

令和3年度は、男性のさまざまな育児への関わり方等を募集・表彰する「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」において、育休取得事例をはじめとした男性の育児・家事に係るフォトコンテスト（応募件数：2,001件）を多くの企業の協力を得て実施するとともに、「とるだけ育休」など男性の育児参画における課題に対応するため、市町や企業等と連携し、主に子育て中の男性を対象としたオンライン

ワークショップを実施しました。

これらの取組等の結果、三重県における男性の育児休業取得率は 12.9%（令和 3 年度三重県内事業所労働条件等実態調査）となり、前年度同調査の 9.4% から 3.5 ポイント増加するなど、一定の成果を上げています。【子ども・福祉部】

	平成 29 年 3 月末	平成 30 年 3 月末	平成 31 年 3 月末	令和 2 年 3 月末	令和 3 年 3 月末	令和 4 年 3 月末
みえのイクボス同盟 加盟企業団体数	107	150	180	736	756	770

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
男性の育児休業 取得率 【雇用経済部 三重 県内事業所労働条件 等実態調査】	3.9%	5.0%	4.4%	7.6%	9.4%	12.9%

	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年（概数）
合計特殊出生率 【厚労省人口動態統計】	全国 1.42 三重県 1.54	全国 1.36 三重県 1.47	全国 1.33 三重県 1.42	全国 1.30 三重県 1.43

（2）ワーク・ライフ・バランスや企業との連携など

誰もが働きやすい職場環境づくりに向け、働き方改革セミナーを 2 回開催（令和 3 年 9 月 2 日：80 名参加、令和 4 年 2 月 8 日：45 名参加）するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施（126 社登録：5 社表彰）しました。【雇用経済部】

コロナ禍で子どもの体験の機会や家族以外で大人と触れ合う機会が減少していることをふまえ、みえ次世代育成応援ネットワーク（企業 926 社 子育て団体等 666 団体 合計 1,592 企業・団体、令和 4 年 3 月 31 日現在）において、子どもの育ちを応援しようとするネットワーク会員の活動を相互に支援する仕組みの構築に取り組みました。【子ども・福祉部】

2 課題

コロナ禍において、働き方が大きな影響を受ける中、子育て中の方が仕事と家庭の両立を実現し、家庭教育を充実するためには、引き続き、企業や N P O などと連携しながら取組を進める必要があります。

3 令和4年度の主な取組

- (1) 「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」をはじめとした男性の育児参画への関心を高める取組のほか、仕事と子育て等との両立を図ることができる職場環境づくりを支援するとともに、これから親になるNEXT親世代への普及啓発に取り組みます。【子ども・福祉部】
- (2) 働き方改革を地域全体へ広げるため、引き続きセミナーを開催するとともに、「みえの働き方改革推進企業」の登録・表彰を実施します。【雇用経済部】
- (3) みえ次世代育成応援ネットワーク参加企業や団体、関係課と連携し、子どもの体験の機会やロールモデルに接する機会を創出するマッチングプロジェクトをはじめとした事業に取り組みます。【子ども・福祉部】

〈みえ家庭教育応援プランの改定について〉

プランの策定から5年間が経過したことから、令和4年度には、家庭や子どもの育ちをめぐるこの5年間の変化や課題を分析したうえで、改定を検討していきます。

【所管事項説明】

8 令和5年度社会福祉施設等整備方針について

本県では、市町、民間事業者と連携し、社会福祉施設等の整備を計画的に進めています。

社会福祉施設等の整備については、施設整備（新規設置、大規模改修等）を行う事業者に対し費用の補助を行っているところであり、限られた予算の中で、地域のバランスや住民ニーズ等をふまえ、効果的で緊急度の高いものを優先して選定したうえで整備する必要があります。

このため、庁内関係部・課で構成する「社会福祉施設等補助対象施設等選定会議」において、毎年度の「社会福祉施設等整備方針」（以下「整備方針」という。）を策定しています。

整備方針の策定にあたっては、施設の老朽化への対応、地震・津波対策など防災上の対応、感染症対策、および県産材をはじめとする木材利用の促進への対応についても配慮していくこととしており、このような考え方を基に、令和5年度整備方針を策定しました。

なお、施設整備に係る具体的な助成額、助成制度等については、今後の国の補助金・交付金制度等の動向や国および県予算の状況をふまえて決定することになります。

令和5年度社会福祉施設等整備方針

・長寿介護課所管施設	18
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、 介護医療院、養護老人ホーム	
・地域福祉課所管施設	23
救護施設、無料低額宿泊所	
・少子化対策課所管施設	24
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設	
・子育て支援課所管施設	28
児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット、 児童家庭支援センター、母子生活支援施設	
・障がい福祉課所管施設	31
障がい福祉サービス事業所等	

令和5年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第8期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえつつ、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、介護保険施設及び養護老人ホームを整備する場合についても審査の対象とする。
- ・療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針
介護老人 福祉施設 (特別養護 老人ホーム)	圏域別	<p>1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和5年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3, 038	3, 030	3, 045	592	9, 705	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (A)	20	192	40	60	312	
令和4年度整備予定数（ショートステイの転換含む。） (B)	20	100	0	0	120	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
令和5年度への持越し分 (C) = (A) - (B)	0	92	40	60	192	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数 (D)	80	140	20	0	240	
令和5年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数)	80 (20)	232 (60)	60 (10)	60 (10)	432 (100)	

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針																																																				
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和5年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>																																																				
現状と整備可能数（単位：人分）																																																							
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>北勢圏域</th><th>中勢伊賀圏域</th><th>南勢志摩圏域</th><th>東紀州圏域</th><th>合計</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既整備数</td><td>2, 584</td><td>1, 735</td><td>2, 064</td><td>358</td><td>6, 741</td><td></td></tr> <tr> <td>第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (A)</td><td>90</td><td>0</td><td>130</td><td>20</td><td>240</td><td></td></tr> <tr> <td>令和4年度整備予定数 (B)</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td>0</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度への持越分 (C) = (A) - (B)</td><td>90</td><td>0</td><td>130</td><td>20</td><td>240</td><td></td></tr> <tr> <td>第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数 (D)</td><td>140</td><td>0</td><td>40</td><td>10</td><td>190</td><td></td></tr> <tr> <td>令和5年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数)</td><td>230 (110)</td><td>0 (0)</td><td>170 (80)</td><td>30 (10)</td><td>430 (200)</td><td></td></tr> </tbody> </table>								北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考	既整備数	2, 584	1, 735	2, 064	358	6, 741		第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (A)	90	0	130	20	240		令和4年度整備予定数 (B)	0	0	0	0	0		令和5年度への持越分 (C) = (A) - (B)	90	0	130	20	240		第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数 (D)	140	0	40	10	190		令和5年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数)	230 (110)	0 (0)	170 (80)	30 (10)	430 (200)	
	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考																																																	
既整備数	2, 584	1, 735	2, 064	358	6, 741																																																		
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (A)	90	0	130	20	240																																																		
令和4年度整備予定数 (B)	0	0	0	0	0																																																		
令和5年度への持越分 (C) = (A) - (B)	90	0	130	20	240																																																		
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数 (D)	140	0	40	10	190																																																		
令和5年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数)	230 (110)	0 (0)	170 (80)	30 (10)	430 (200)																																																		

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針									
介護医療院	圏域別	<p>1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和5年度整備可能数の範囲内とする（医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換による定員の増加については、当整備方針の別枠とする）。</p> <p>2 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和5年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>									
現状と整備可能数（単位：人分）												
			北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考				
既整備数			96	88	60	0	244					
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (A)			0	0	50	0	50					
令和4年度整備予定数 (B)			0	0	0	0	0					
令和5年度への持越分 (C) = (A) - (B)			0	0	50	0	50					
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数 (D)			0	0	0	20	20					
令和5年度整備可能数 (C) + (D) (うち従来型施設整備可能数)			0 (0)	0 (0)	50 (50)	20 (20)	70 (70)					

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針
養護老人 ホーム	一	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。

(別表)老人福祉圏域

令和4年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曽岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

令和5年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none">・県内 3か所・定員 計250名 (令和4年4月1日現在)	<p>救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいく。</p> <p>無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。</p>	<p>入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none">・県内 1か所・定員 計64名 (令和4年4月1日現在)		

令和5年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・老朽化に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針												
児童館	全県	<table><tr><td>大型児童館</td><td>1館</td></tr><tr><td>小型児童館</td><td>28館</td></tr><tr><td>児童センター</td><td>13館</td></tr><tr><td>計</td><td>42館</td></tr><tr><td></td><td>(10市6町)</td></tr><tr><td></td><td>(令和4年5月1日現在)</td></tr></table>	大型児童館	1館	小型児童館	28館	児童センター	13館	計	42館		(10市6町)		(令和4年5月1日現在)	<p>1 感染症対策として、三密を避けるため、施設の拡張や既存部分の改修工事等が必要な児童館がある。</p> <p>2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。</p> <p>3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。</p>	<p>市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4の順とする。</p> <p>緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。</p>
大型児童館	1館															
小型児童館	28館															
児童センター	13館															
計	42館															
	(10市6町)															
	(令和4年5月1日現在)															

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
				<p>1 既存の児童館における感染症対策のための改修工事等に係る整備事業</p> <p>2 既存の児童館の大規模修繕等のうち、感染症対策を含むもの</p> <p>3 児童館のない市町における新たな児童館の創設</p> <p>4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備</p>

令和5年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名 [少子化対策課]

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	<p>放課後児童クラブ数 438か所 (令和3年5月1日現在)</p> <p>※令和4年5月1日現在の数値については、今後調査予定です。</p>	<p>1 小学校の統廃合等により、現在利用中の設備が利用できなくなる場合がある。</p> <p>2 実施施設の災害対策が必要な場合がある。</p> <p>3 小学校児童についての保育需要があるにも関わらず、放課後児童クラブが存在しない地域がある。</p> <p>4 待機児童が生じている市町がある。</p>	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あたりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整を経た次の整備（創設・改築）を行う。国の子ども・子育て支援施設整備交付金または子ども・子育て支援交付金による交付を受けることを条件とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順とする。</p> <p>1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施しているが使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備</p> <p>4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
				<p>に繋がる整備</p> <p>5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一体となって実施するための整備または学校の空き教室を活用するための整備</p> <p>6 1から5の理由以外での整備</p>
病児保育施設	全県	病児保育施設数 19か所 (令和4年5月1日現在)	<p>1 病児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定しておらず採算が合わないことがある。</p> <p>2 実施施設の災害対策が必要な場合がある。</p> <p>3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。</p>	<p>国の子ども・子育て支援施設整備交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <p>1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 病児保育施設未設置市町における整備</p> <p>4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</p> <p>5 1から4の理由以外での整備</p>

令和5年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- 児童養護施設及び乳児院については、令和元年度に策定した三重県社会的養育推進計画に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- 母子生活支援施設については、DV被害者への対応や老朽化、防災強化等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 公立 11施設 民間 0施設 (令和4年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。 3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。	優先度の高いものから1, 2, 3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。
乳児院	全県	施設数 公立 3施設 民間 0施設 (令和4年4月1日現在)		2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針															
				<p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>3 感染防止のための環境整備 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p>															
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<table> <thead> <tr> <th>施設数</th> <th colspan="2">4 施設</th> </tr> <tr> <th></th> <th>乳児院</th> <th>児童養護施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和4年4月1日現在)</p>	施設数	4 施設			乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	3	計	1	3	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れができる委託先の確保が必要となってきている。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>
施設数	4 施設																		
	乳児院	児童養護施設																	
公立	0	0																	
民間	1	3																	
計	1	3																	
児童家庭支援センター	全県	<table> <thead> <tr> <th>施設数</th> <th colspan="2">6 施設</th> </tr> <tr> <th>公立</th> <th>0 施設</th> <th>児童養護施設</th> </tr> <tr> <th>民間</th> <th>6 施設</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(令和4年4月1日現在)</p> <p>令和2年度までに全児童相談所管内に設置済</p>	施設数	6 施設		公立	0 施設	児童養護施設	民間	6 施設					<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。</p> <p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要性がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>			
施設数	6 施設																		
公立	0 施設	児童養護施設																	
民間	6 施設																		

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
母子生活支援施設	全県	<p>施設数 5施設 公立 1施設（休止） 民間 4施設</p> <p>（令和4年4月1日現在）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。 	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者への対応 入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。 老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。 3 感染防止のための環境整備 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。

令和5年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備の対象は、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスのうち共同生活援助の事業所とする。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災・防犯対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
日中活動系 サービス事 業所	別表1のと おり	別表2のと おり	1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。 4 建物の防災・防犯対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <p>1 新規整備</p> <p>以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 (2) 地域生活支援拠点機能または重度心身障がい児や医療的ケア児への支援の中核となる機能を有する事業所 (3) 短期入所を併設する事業所 <p>2 既存建物の大規模修繕等</p> <p>建物の防災・防犯対策及び感染防止対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p>

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<p>1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。</p> <p>2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。</p> <p>3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。</p> <p>4 建物の防災・防犯対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。</p>	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>1 新規整備 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）から（4）を満たす整備を優先する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備（ただし、日中サービス支援型については、優先対象とする。） (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所 <p>2 既存建物の大規模修繕等 以下（1）、（2）、（3）を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 新しい生活様式に対応した多床室の個室化改修等の感染防止対策 (2) スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策 (3) 防犯カメラの設置等の防犯対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ：障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表1) 障害保健福祉圏域

令和4年4月1日現在

圏域名	圏域内市町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和4年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	37	21	38	29	27	22	5	4	200
		定員数	359	1,186	554	922	682	630	487	137	112	5,069
	サービス見込量	人	448	864	540	707	568	688	485	132	137	4,569
	サービス量実績	人	447	845	541	680	562	644	461	114	130	4,424
就労移行支援	現状	事業所数	4	7	6	5	4	7	4	0	0	37
		定員数	52	111	55	57	52	55	38	0	0	420
	サービス見込量	人	55	80	75	40	32	47	35	3	5	372
	サービス量実績	人	44	81	40	40	14	16	12	2	4	253
短期入所	現状	事業所数	17	16	14	21	18	13	14	1	2	116
		定員数	74	66	59	68	52	49	98	4	6	476
	サービス見込量	人	150	221	159	96	130	170	150	21	21	1,118
	サービス量実績	人	81	137	110	77	65	150	64	10	9	703
児童発達支援	現状	事業所数	19	37	20	33	24	19	13	1	1	167
		定員数	220	450	295	372	305	237	171	10	24	2,084
	サービス見込量	人	144	466	379	359	268	226	130	2	26	2,000
	サービス量実績	人	182	425	332	385	304	273	126	1	21	2,049
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	21	27	20	38	29	15	13	4	3	170
		定員数	250	542	216	407	313	262	255	43	53	2,341
	サービス見込量	人	232	362	197	279	232	280	245	66	68	1,961
	サービス量実績	人	221	371	208	280	217	278	220	61	61	1,917

注)

1 現状の事業所数・定員数は、令和4年4月1日現在

2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度～2023年度-」における令和4年度のサービス見込量（1か月あたり）

3 サービス量実績は、令和4年1月分

4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数・定員数）は、障害者支援施設を含む。

5 短期入所は、福祉型と医療型を合わせた数

【所管事項説明】

9 令和3年度社会福祉法人等指導監査の結果等について

1 指導監査の効率的、効果的な実施について

社会福祉法人・社会福祉施設に対しては、定期的な指導監査の実施に加え、利用者等関係者からの通報や苦情等により法人運営等に問題が生じている疑いが認められる場合には、随時、指導監査を実施しています。

また、介護保険および障害福祉サービス事業所に対しては、定期的な実地指導と全事業所を対象とした集団指導の実施に加え、通報や苦情等により介護報酬等の請求に関し不正が疑われる場合には、随時、指導監査を実施しています。

2 令和3年度指導監査および実地指導等の結果について

(1) 指導監査等の結果

新型コロナウイルス感染症の影響により、現地における対面での監査が困難となる中、社会福祉施設等において適正な運用が図られるよう、新たな日常に対応した監査の指針である「新しい福祉監査のカタチ」に基づき、ICTを活用したオンラインによる監査や動画配信による集団指導等、効率・効果的な手法を用いて指導監査および実地指導を実施するとともに、現地訪問とオンライン方式を併用した実地指導の導入などバージョンアップを図りました。

指導監査および実地指導等の実施状況と、指摘事項があった法人数・施設数やその指摘件数は、次のとおりです。

○令和3年度指導監査等の結果

(令和4年3月31日現在)

区分	対象数	うち実施数(%)	指摘法人等の数	指摘総件数
社会福祉法人	105	5(4.8)	4	17
社会福祉施設	988	520(52.6)	336	785
介護保険サービス事業所	3,323	219(6.6)	219	987
〃 集団指導		2,671(80.4)	—	—
障害福祉サービス事業所	1,951	103(5.3)	76	388
〃 集団指導		1,744(89.4)	—	—
県福祉事務所	4	0(0.0)	0	0
児童相談所	6	0(0.0)	0	0
市町福祉行政	29	29(100.0)	19	47
公益法人	5	0(0.0)	0	0
計	6,411	5,291	654	2,224

(注) 対象数は、令和3年度当初の数です。

(2) 社会福祉法人および社会福祉施設に係る指摘内容

社会福祉法人では、役員の選任等の法人運営に関するものが9件（評議員会または理事会の決議が適正に行われていない。監事の選任または解任が適切に行われていない。等）、会計処理、資産管理、苦情解決等の管理に関するものが8件（計算書類が法令に基づき適正に作成されていない。契約業務等が適正に行われていない。等）となっています。

社会福祉施設では、苦情処理窓口や衛生管理等の適切な利用者支援に関するものが181件（事故発生の防止および発生時の対応に関する措置が適切に講じられていない。苦情を受け付けるための窓口を設置していないなど苦情解決に適切に対応していない。等）、就業規則や安全対策等の施設運営に関するものが604件（防災対策が適切に行われていない。労働基準法等関係法規の遵守が不十分である。等）となっています。

○令和3年度社会福祉法人の指摘項目および件数 (単位：件)

法人運営	事業	管理	計
9	0	8	17

○令和3年度社会福祉施設の指摘項目および件数 (単位：件)

適切な利用者支援	施設運営	計
181	604	785

(3) 介護保険および障害福祉サービス事業所に係る指摘内容

介護職員の配置等の人員基準に関するものが2件（看護職員の配置が適切でない。）、サービス提供などの運営基準等に関するものが1,352件（虐待の発生または再発を防止するための指針の整備がされていない。感染症または非常災害発生時における業務継続計画が策定されていない。等）、給付費に関するものが3件（配置すべき人員基準、加算の算定基準を満たしていない。）、その他18件（利用者の人権擁護、虐待防止等のための必要な体制整備が行われていない。等）となっています。

○令和3年度介護保険および障害福祉サービス事業所の指摘項目および件数

(単位：件)

区分		人員基準	運営基準等	給付費	その他	計
介護保険サービス	介護	1	598	0	0	599
	予防	0	388	0	0	388
障害福祉サービス		1	366	3	18	388
合 計		2	1,352	3	18	1,375

また、介護報酬等の算定誤りや不適切な請求等が確認された4事業所に対しては、過誤調整による自主返還等を指導しました。

○令和3年度介護報酬等の返還状況

返還の種別		事業所数	返還決定額(円)
介護保険 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく過誤調整	0	0
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
障害福祉 サービス	実地指導結果に基づく過誤調整	3	1,138,551
	監査結果に基づく過誤調整	1	54,369
	監査結果に基づく返還（行政処分を伴うもの）	0	0
合計		4	1,192,920

(注)返還決定額は、令和4年4月末までに確定した金額です。

3 令和4年度の指導監査および実地指導等の実施方針

新型コロナウイルス感染症の影響により、引き続き現地での対面による監査が困難となる中、コロナ禍においても効率的かつ実効性があり、より質の高い監査を行うために、ICTを活用したオンライン監査や動画配信による集団指導、各種研修会等により、時間や人的資源を有効に活用しながら効率的・効果的な指導監査を実施します。

また、悪質な事例のうち、特に虐待等生命や身体の安全に関わる場合は、事業担当課や市町と連携して感染防止対策を十分に行いながら実地での指導監査を実施します。さらに、国の指針に沿って、防災対策として、各施設や事業所における「業務継続計画（BCP）」の策定、見直しの状況の確認を行うとともに、定期的に必要な訓練の実施について指導します。

(1) 社会福祉法人および社会福祉施設

県所管法人、市所管法人について、関係市等と連携を密にして、ICTの活用など、感染防止対策に配慮しながら効率的かつ効果的な指導監査を実施します。

また、施設運営においては、職員による利用者への虐待防止のための取組を確認のうえ指導します。

(2) 介護保険および障害福祉サービス事業所

苦情・通報等のあった事業所への実地指導、監査を優先的に実施するとともに、集団指導（動画配信）では、人員・運営等の最低基準の考え方等の周知徹底に加え、実地指導等における指摘事例を周知することで、事業者の適正な運営の確保を支援します。

【所管事項説明】

10 各種審議会等の審議状況の報告について

(令和4年2月17日～令和4年6月2日)
(子ども・福祉部)

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会保育所認可等部会
2 開催年月日	令和4年3月3日
3 委員	会長 青山 弘忠 委員 小林 一也 他3名
4 諮問事項	保育所設置認可申請調書等について
5 調査審議結果	上記事項について説明し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分化会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和4年3月11日
3 委員	会長 鍵山 雅夫 委員 奥野 敏 他2名
4 諮問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親6件、養子縁組里親1件、親族里親1件、専門里親1件の新規里親認定を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県いじめ調査委員会
2 開催年月日	令和4年3月15日
3 委員	委員長 庄山 哲也 委員 小池 敦 他2名
4 諮問事項	いじめの重大事態の調査について
5 調査審議結果	いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく県立高校における生徒の死亡事例の調査審議を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和4年3月17日
3 委員	副会長 松井 保偉 委 員 安部 悅子 他7名
4 諮問事項	1 ヘルプマークの普及・三重おもいやり駐車場利用証制度について 2 令和4年度当初予算(案)について 3 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画 2023-2026」について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県障害者施策推進協議会
2 開催年月日	令和4年3月24日
3 委員	会 長 菊池 紀彦 委 員 阿部 晋一 他14名
4 諮問事項	1 三重県障害者施策推進協議会・手話施策推進部会開催結果報告について 2 三重県障害者自立支援協議会開催結果報告について 3 三重県障がい者施策年次報告について
5 調査審議結果	事務局から報告し、意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和4年4月8日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 諮問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	児童福祉法第28条に基づく児童福祉施設への措置等の審議を行った。その他、今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会
2 開催年月日	令和4年4月19日
3 委員	会 長 杉村 芳樹 委 員 長谷川 正裕 他7名
4 諮問事項	身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定について
5 調査審議結果	6名の医師について審査し、すべて同意された。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分科会こども相談支援部会
2 開催年月日	令和4年5月13日
3 委員	部会長 村瀬 勝彦 委 員 佐々木 光明 他3名
4 資問事項	児童虐待事例に関する児童相談所の処遇方針について
5 調査審議結果	今後の児童虐待対応の参考とすべき事例の報告を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進協議会
2 開催年月日	令和4年5月30日
3 委員	会 長 白石 葉子 委 員 松井 保偉 他10名
4 資問事項	1 「第5次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」（骨子案）について 2 「三重県おもいやり駐車場利用証制度」について 3 ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発について
5 調査審議結果	上記事項について、報告・意見交換を行った。
6 備考	

1 審議会等の名称	三重県社会福祉審議会児童福祉専門分化会里親審査・施設機能強化部会
2 開催年月日	令和4年5月31日
3 委員	会 長 鍵山 雅夫 委 員 奥野 敏 他2名
4 資問事項	里親の認定について
5 調査審議結果	里親の認定について審議を行い、養育里親3件、親族里親1件の新規里親認定を行い、養育里親1件を不認定とした。
6 備考	

